

令和7年第6回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年6月6日(金) 午後3時00分～午後4時00分
2. 開催場所 唐津市役所 本庁4階大会議室
3. 出席委員

1 番 山崎正廣	2 番 中山政俊	4 番 井手創一
6 番 山口正則	7 番 白津知範	8 番 石川利恵
9 番 曲淵俊之	10 番 古賀由紹	11 番 宮崎太享
13 番 袈裟丸一彦	14 番 河上和則	15 番 宮崎隆広
16 番 能隅良子	17 番 吉田 哲	18 番 堤 正廣
19 番 阿部 太		
4. 欠席委員

3 番 平田 菊典	5 番 大場將夫	12 番 山添 明
-----------	----------	-----------
5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第23号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第24号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第25号
農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（賃借権等）について
 - ・議案第26号
農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（所有権）について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	平田 俊夫
農地係長	中田 賢治
農地係主査	中島 耕作
農地係副主査	槻木 昇平
農地係職員	大鶴 慎士
振興係長	槇田 敏史
振興係職員	池部 克
浜玉市民センター主査	小楠 裕美
相知市民センター主査	徳島 千恵
北波多市民センター職員	吉田 幸司
肥前市民センター職員	本田 雄大
鎮西市民センター職員	松本 愛香
七山市民センター主査	内田 昭一

7. 審議の内容

事務局長	定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会に議席番号3番平田菊典委員、議席番号5番大場將夫委員、12番山添明委員から会長宛てに欠席届が提出されておりますのでご報告いたします。本日の出席委員は16名でございます。定足数に達しておりますので本日の総会は成立いたします。それでは会長の挨拶をお願いいたします。
山崎正廣会長 (議長)	(会長の挨拶) それではただいまより令和7年第6回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお本日の議事録署名人に議席番号16番能隅良子委員、議席番号17番吉田哲委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。
事務局長	それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第23号農地法第5条の規定による許可申請について5件、議案第24号農地法第3条の規定による許可申請について3件、議案第25号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（賃借権等）について1件、議案第26号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（所有権）について1件、計10件でございます。以上ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお個人情報保護の観点から申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧くださいと思います。また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準は農地転用許可

基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご確認いただきたいと思います。

議長 ただいま報告のとおり、今回の付議事項は、議案第23号から第26号までの議案10件でございます。なお、傍聴の方は、自分の関係分が済めば随时お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをいたしておきます。それではこれより審議を行います。議案書1ページ、議案第23号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の1ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は1,994平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、共同住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3ページのとおりで

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、開発行為協議、道路工事施工、水路占用許可申請、法定外公共物（道路、水路改築申請）、団

地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大1.57メートルの盛土、56センチの切土を行い、整地し、東側にはコンクリートブロックを新設、西側にはL型擁壁を設置し、土留めを行い、北側には張りコンを施し、南側には道路側溝を新設し、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する排水設備を介して北側の既存水路へ流し、汚水は敷地内に新設する排水設備を介して南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

堤正廣委員 18番堤です。6月2日の日に東部調査会は確認に行きました。両側に宅地がたくさん建っておりまして、そこに宅地ができて何の問題もないということで、皆さん異議がありませんでした。皆さんの慎重審議よろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入り

ます。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 1 ページ、整理番号 2 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 2 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 3 2 0 平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、一般住宅です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 4 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書および家族間の貸与証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、北および南側にはコンクリートブロックを新設し、土留めを行い、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越

流分は西側の道路対岸の既存道路側溝へ流し、汚水は敷地内に新設する排水設備を介して西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

古賀由紹委員 古賀です。この件につきましても東部調査会で6月2日の日に現地の確認をしていただきました。資料図の4ページにありますように、周囲は宅地化が進んでいる所でございます。用途区域になっている所でございます。委員の皆さんで確認していただきましたけれども、特に問題ないだろうということだったので、慎重審議よろしく願いいたします。以上でございます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決し

ました。次に議案集 1 ページ、整理番号 3 番を議題とします。
それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 3 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 4 筆、面積は合計で 7, 5 8 2 平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、社屋です。会社の施設です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 7 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、雇用に関する協定書、開発許可申請、道路工事施工、水路占用許可、法定外公共物（水路改築許可）、団地等造成、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大 1. 5 メートルの盛土を施し、整地し、周囲位にはコンクリートブロックを新設し、南、西側には芝生で法面保護を行い、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は周囲に新設する側溝を介して北側既存道路側溝へ流し、汚水は新設排水設備を介して西側道路の公共下水道へ

接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は5番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

白津知範委員 7番白津です。6月2日の日に東部調査会で調査をいたしました。この土地は結構〇〇〇〇ということで広うございまして、北側の道より南側のほうは、去年の地域計画から外れておりまして、今後宅地化になる可能性のある土地ということで去年の地域計画からは外れた場所であります。この土地の申込みは、去年から、早くから計画をされておりましたが、やっと許可がある程度いろいろな許可が下りたということで今回提出をされております。調査会で調査をいたしまして、皆さんからはやむを得ないだろうということで了解を得ましたので、皆さんの審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集２ページ、整理番号４番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の２ページ、整理番号４番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑２筆、面積は、合計で１，８８５平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、採石場です。賃貸借権設定によるものです。ここでお詫びを申し上げますが、すみません。議案のほうが使用賃貸借権になっておりました。賃貸借権に訂正をお願いいたします。本当にすみませんでした。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の１０ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、１１ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、１２ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のままで岩石を採取する計画です。既存の進入路を介して北西側道路より出入口とする計画です。排水について。雨水は敷地内の既存

	調整池に集水し、排水揚水ポンプ場設備を介して北側の既存水路へ接続放流させる計画です。汚水は既存事務所分のみで汲取りにて対応されています。
	生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。
	立地基準ですが、第１種農地の該当事項２番に該当します。許可の基準は１６番となっており、土地の選定理由書が提出されています。
	整理番号４番について説明を終わります。
議長	地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。
宮崎隆広委員	はい。１５番宮崎です。現地確認を３日に中部調査会で行いました。現地は現在荒廃農地になっています。採石場拡大を行うということで、調査会では何も問題はないだろうということになりましたので、皆さんの慎重審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。（阿部委員「すみません。」）はい。阿部委員。
阿部太委員	すみません。１９番阿部です。施設等の概要の中でですよ、採取区域と保全区域その他、その下に同時利用地ということで数字を並べてありますけど、これはどういう意味でしょうか。
農地係長	はい。お答えします。同時利用地は、既存の今採石場の場所の敷地を書いております。拡張になりますので、採取区域

	がちよつと全域、全域というか、その周囲が保全区域になりますので、取りよる所が今〇〇〇〇〇〇平方メートルの中に山林、原野、雑種地、道路とかがあるということで、この内訳を書いておる次第であります。
阿部太委員	すみません、合計が〇〇〇〇という数字が出てるんですが、これは。
農地係長	すみません。この中に一部入って来るようになります。ですので12ページの資料図をみていただくと、太く枠をつけている分が今回の転用地になります。この部分の面積が〇〇〇〇です。
阿部太委員	はい、わかりました。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。(古賀委員「すみません。」) はい。古賀委員。
古賀由紹委員	すみません。古賀でございます。今回の案件については、既存のエリアの拡張ということでやむを得ないというふうに思います。一生懸命採石に取り組んである方の取り組みだというふうに理解しているんですけども、非常に長いスパンで考えると、採石する量が減ってきたから今回拡張という話、長いスパンでとらえますと、いつかは採石が終わって、ここでは採石できなくなるというのがいつかは来るんだろうというふうに思います。そんな視点でここがどうなるのかというのが、農地法の所管じゃなくなるのかもしれませんが、我々はどのように理解したらいいのかというのがちよつと疑問がございますものですから、もし事務局のほうで何か知見

をお持ちでございましたらお教えいただければと思います。
以上でございます。

農地係長 すみません。うちで聞いとる分というのはですね、岩石採取した泥を1か所に集めてありますので、それをまた埋め戻していくという感じのことは聞いております。ですので全く今までのかたちのままで残ることはないんですけどですね、ただ、そのために敷地内に採取した、石を採った残りの土を積み上げてありますので、それを広めるということは聞いていますけど。それぐらいでよかですか。

議長 よろしいですか。はい。ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集2ページ、整理番号5番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号5番について説明します。なお、すみません。議案書のほうに一時転用の記載が全くありませんで、恒久転用と勘違いをされるようなことになっておりましたことをお詫び申し上げます。これは一時転用の案件でございますので、よろしくお願いします。説明に戻ります。申請者の住

所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は1,451平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、作業ヤードおよび資材置場、一時転用です。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の13ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、14ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、15ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、自然公園法、工作物設置許可、再生可能エネルギー発電事業計画認定の許可がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大2メートルの盛土、1メートルの切土を施し、整地し、周囲は法面保護を行い、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および隣接地に新設する埋設排水管を介して東側の既存水路へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。一時転用期間は許可日より令和9年3月31日までとなっており、農地復元確約書が提出されています。

立地基準ですが、農用地区域内農地の該当事項1番に該当

します。許可の基準は3番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号5番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

袈裟丸一彦委員 13番袈裟丸です。4日の日に西部調査会で現地を確認いたしました。この15ページを見ますと、周りはミカン畑とかですね、いろいろあるとですが、そのへんにいろいろできるようですが、まだ今回はこの1区画だけの申請が出ております。皆様方の審議をよろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

農地係長 すみません。補足の説明をさせていただきます。15ページの資料図を見ていただくと、今回の一時転用の枠をしている所の西側のほうに〇〇が建つようになっております。この計画は、再生エネルギー関連の事業で、許可不要になる案件なんですけど、今〇〇〇とこの事業者さんが計画をされてまして、もうほぼまとまるようにはなってるんですけど、ここへ建てるにあたり、この部分の一時転用も同時にしとかんと、先に準備ができないということで今回申請をされております。ですのでこの資料図の15ページのところに何か〇〇〇〇のようなものが横に薄く写つと思うんですけど、この横に〇〇〇と書いてある所、ここが〇〇の位置になる予定です。ですのでこの〇〇の転用の案件については、許可不要になるものですから、逆に県のほうから意見依頼が出てくる

ようになると思います。これが2、3か月後になるかと、早くて来月の総会に上がってくるかもしれないとですけど、この事業にかかることで、この仮設の用地として一時転用の申請がされておるものでございます。すみません。ちょっと説明が足りなくて申し訳なかったんですけど、こういうことで今回この部分の転用申請が出ております。

議長 補足の説明がございましたが、皆さんのほうからご意見ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集3ページ、議案第24号農地法第3条の規定による許可申請について整理番号1番から3番を議題とします。この3件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の3ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件のみで合計3件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書

記載のとおりです。お手元の調査書 1 ページから 2 ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 4 ページ、議案第 25 号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（賃借権）について筆番号 1 番から議案集 12 ページ、筆番号 123 番までを議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の 4 ページをご覧ください。筆番号 1 番から 123 番まですべて賃借権に関する案件です。申請農地および貸し借りの内容、受け手の氏名、住所は議案書に記載のとおりです。お手元の調査書 1 ページから 11 ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地中間管理事業法第 18 条第 5 項各号に該当し、判断要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。（古賀委員「はい。」）古賀委員。

古賀由紹委員

すみません。度々、古賀でございます。今日配付されている調査書のほうの確認でございます。調査書のほうの7ページになるんですが、〇〇〇の方が〇〇の田んぼを借りていただけということで、そういう内容なんですけれども、右半分の上のほうに経営能力という欄があって、そこに農機具というのを書くようになってございます。その農機具については、一般論としてトラクターだとか防除機だとか管理機、そういうのが葉物野菜では必要なかなあという想像をするわけでございますが、12というふうに数字が埋められてございます。そもそもこの欄は、どこらへんまで書くのかなあというのが確認でございます。何か基準的なものがございましたら教えていただければ幸いです。以上でございます。

農地係長

はい。お答えします。すみません。先月まではあり無しだったということで、今回すみません。ちょっと台数をきちんと書いてしまっていて、内容的にはこの12台の内訳としましては、トラクター、軽トラ、田植え機、草刈り機、運搬車、動噴まで入ってます。草刈り機が6台でなるけん、結構12となって多くなってるんですけど、すみません。今後はあり無しに戻させてもらってよろしいでしょうか。内容は一

古賀由紹委員

応把握しているんですけどですね。すみません。そこは皆さん気づかれとったかと思うんですけど。

農地係長

あり無しでいいと思います。

よろしいですか。あり無しのほうに戻させていただいて。持たっさんところはさすがにこれに挙げれんかなあとthinkしますのでですね。すみません。そのへんまた来月から元に戻させていただきます。よろしくお願いします。

議長

よろしいでしょうか。はい。本案について質疑や異議はございませんか。ご意見ないようでございますので、異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集13ページ、議案第26号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（所有権）について筆番号1番から6番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の13ページをご覧ください。併せて所有権分の調査書2枚綴りの分もご用意をお願いします。これらの案件につきましては、農業委員会によるあっせんで買い手を見つけたので、農業委員会から農業公社に対してこのとおり農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請を行います。筆番号1番から6番までにつきましては、対象農地、所有

権の移転を受ける者の住所、氏名、利用目的、所有権移転の時期と対価等については議案書に記載のとおりです。調査書は受け手ごとにまとめて1枚ずつ作成しております。1ページから3ページをご覧ください。所有権の調査書について、貸借のほうにありました契約期間、内容、貸借状況の代わりに対価、1筆当たりの額と10アール当たりの単価を記載しております。また対価の一番下、計は売買総額になります。調査書に記載しておりますとおり、受け手については各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。以上をもちまして議案第23号5件、議案第24号3件、議案第25号1件、議案第26号1件、計4議案10件は、いずれも原案どおり可決しました。長時間にわたりましたの慎重なるご審議をいただきましてありがとうございました。